○国土交通省令第四十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し及び同条第一項中「並びに環境政策推進企画官」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第四十二条の三を削り、第四十二条の四を第四十二条の三とし、第四十二条の五を第四十二条の四とする。

第七十五条の見出し及び同条第一項中「住宅投資推進官」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第百四十条第一項中「百六十人」を「百六十三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条の三」に、「企画観光部」を「交通政策部」に、「第二十四条」を「第二十三条」に、「交通環境部」を「観光部」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「企画観光部」を「交通政策部」に改め、同項第二号中「及び交通環境部」を削り、「もの並びに」を「もの及び」に改め、同項第四号中「並びに交通環境部の所掌に属するもの」を削り、同項第五号から第八号までを次のように改める。

五　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

七　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

八　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第二条第一項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　貨物自動車ターミナルに関すること。

十　交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。

第二条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

（観光部の所掌事務）

第三条　観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。

二　旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

三　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関すること。

四　ホテル及び旅館の登録に関すること。

2　東北運輸局の観光部は、前項各号に掲げる事務のほか、福島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

第五条第三号中「交通環境部」を「交通政策部」に改める。

第七条第三号中「保全」の下に「（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）」を加える。

第十一条第一項中「地方運輸局自動車交通部」を「地方運輸局観光部及び自動車交通部」に改め、「、企画観光部」を削る。

第十三条第一項を次のように改める。

北海道運輸局交通政策部、関東運輸局交通政策部、中部運輸局交通政策部及び観光部、近畿運輸局交通政策部並びに九州運輸局交通政策部にそれぞれ計画調整官二人を、東北運輸局交通政策部、近畿運輸局観光部、中国運輸局交通政策部、四国運輸局交通政策部及び九州運輸局観光部にそれぞれ計画調整官一人を置く。

第二十条を次のように改める。

（交通政策部に置く課）

第二十条　交通政策部に、次に掲げる課を置く。

交通企画課

環境・物流課

消費者行政・情報課

第二十一条第一号中「企画観光部」を「交通政策部」に改め、同条第六号中「（中部運輸局を除く。）」を削り、同条第七号中「交通環境部」を「環境・物流課」に改め、同条第九号中「企画観光部」を「交通政策部」に改める。

第二十二条から第二十四条まで、第一章第三節第三款の款名、第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条（見出しを含む。）中「物流課」を「環境・物流課」に改め、同条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　地方運輸局の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

第二十七条を第二十二条とし、同条の次に次の一条、款名及び四条を加える。

（消費者行政・情報課の所掌事務）

第二十三条　消費者行政・情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

二　地方運輸局の所掌事務に関する情報化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。

三　交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。

第三款　観光部

（観光部に置く課）

第二十四条　観光部に、次に掲げる課を置く。

観光企画課

国際観光課

観光地域振興課（四国運輸局を除く。）